

中間貯蔵施設事業において
発生した事例と対応等の詳細
(2018年8月環境安全委員会報告以降)

2018年11月

環境省

輸送車の事例（上空施設の破損）

事例の概要

①輸送車（空荷）による架空線切断

2018年9月5日 7時30分頃<清水JV>

- 大熊町からの輸送車両（空荷）が、町道東51号線を走行中、県道251号線とのT字路交差点手前で架空線が垂れ下がっていることに気づかず、車両上部のプロテクター（高さ3.56m）の上部で架空線を切断した。
- 周辺の通信に影響なし。

②輸送車（通勤時）による信号機接触

2018年10月3日 4時55分頃<清水JV>

- 郡山市内において、輸送用のダンプが通勤の際、荷台をダンプアップさせたまま車庫を出発し、20m程度走行してT字路を左折した際、信号機に接触させた。
- 車両上部の荷台部分が信号機（車両用灯器）に接触し、器具が回転した。

発生要因

- (①) 架空線が垂れ下がり（前日に台風が接近した）、法に定めのある「道路上5m以上」より低かった。
- (②) 道路交通情報のラジオに集中しており、ダンプアップ警報音に気付かなかった。
- (②) 駐車場出入口にダンプアップさせたままの走行を防止できる設備がなかった。

再発防止策

- (①) ハザードマップ作成時に、中間貯蔵エリア内の公道を横断する架空線位置を把握しておく。
- (①) 強風、台風等の後は、輸送前道路に架空線垂れ下がりがいないか確認する。
- (①) 運転手への安全教育時に事例を共有。
- (②) 車両点検終了後、運転席に戻った際に、ダンプアップレバーが降下位置になっていることを指差呼称で確認し、点検表に記入する。
- (②) 駐車場出口において、門型高さ制限ゲートを設置する（設置が難しい箇所については、高さ検知センサー及びフラッシュライト・サイレンを装備する。

輸送車の事例（交通事故）

事例の概要

①輸送車によるサイドミラー接触

2018年9月6日 14時15分頃 <前田JV>

- 飯館村からの輸送車両が国道288号線を走行中、常磐道の高架道付近のカーブで、路肩にあった電柱に接触した。
- 左側サイドミラーに損傷あり。けがなし。

発生要因

- 対向車に注意し左に寄りすぎた。接触した電柱のみ、車道寄りに設置されていた。

再発防止策

- 安全教育時に発生事例の周知を実施。
- 電柱、立木等の情報の収集及び周知。

輸送車の事例（輸送車の脱輪）

事例の概要

①輸送車の脱輪

2018年9月12日 10時54分頃 <大成JV>

- 伊達市新井山地区仮置場を出発した輸送車両が、仮置場から約80m付近の私道（未舗装）でハンドル操作を誤り、左側に脱輪し、走行不能となった。
- 私道の路肩に損傷あり。けがなし。

②輸送車の脱輪

2018年10月13日 14時55分頃 <前田JV>

- 飯館村からの輸送車両が、大熊町内の長者原仮置場c内の外周道路を走行中、L字のカーブを曲がる際、ハンドルを切るのが遅れ、側溝に左前輪を落として脱輪し、左前ミラーが外周フェンスに接触した。
- 側溝の一部及びフェンスに損傷あり。けがなし。

発生要因

- (①・②)運転手が脇見運転によりハンドル操作を誤った。

再発防止策

- (①・②)安全教育時に発生事例の周知を実施。
- (①)未舗装区間の走行時の注意点や輸送業務の特殊性などの再指導。
- (②)当該箇所を通行しないルートの新設定。
- (②)外周道路への注意喚起看板設置。

輸送車の事例（エンジントラブル）

事例の概要

①輸送車のエンジントラブル

2018年9月5日 12時22分頃 <大成JV>

- 磐越自動車道を走行中の輸送車両が、三春PA(上り)付近でスピードが出なくなったため、三春PAに車両を停車させた。
- JVが環境省等と調整し、修理業者を呼んだ。PA内で修理を実施し、輸送を継続した。

②輸送車のエンジントラブル

2018年9月6日 9時40分頃 <前田JV>

- 二本松IC入口信号付近を走行中の輸送車両がエンジン不調のため、車両を路肩に停車させた。
- JVが警察及び環境省等と調整の上、修理業者を呼び修理を実施した。当該輸送車両は、仮置場に帰投させ、荷下ろしした。

発生要因

- ①破損箇所が、法令点検の項目にはない箇所だった。車両は初登録後5年で、当該部品は未交換だった。
- ②破損箇所が、日常点検の項目にはない箇所であった。また、定期点検でも異常は見られなかった。車両は初登録後7年だった。

再発防止策

- ①・②全輸送会社を対象に、点検の項目に故障箇所及び類似箇所を追加し、点検を行う。必要に応じて修理、部品交換する。
- ②類似事故発生時の初動対応について、再周知を行う。

輸送車の事例（エンジントラブル、車両表示落下）

事例の概要

③輸送車のエンジントラブル

2018年10月17日 13時35分頃 <清水JV>

- あぶくま高原道路を走行中の輸送車両が、小野IC2km手前付近で加速しなくなり、小野IC通過直後にマフラーから白煙が見えたことから、小野IC内のスペースに停車した。
- JVと環境省とで調整し、別車両に荷物の積み替えを行った。輸送車両は、所属の運送会社社員運転の車両に誘導されながら、郡山市の提携修理工場まで低速で自走させ、修理を行った。

④輸送車の車両表示（ステッカー）落下

2018年10月8日 11時51分頃 <清水JV>

- 西郷村からの輸送で、あぶくま高原道路を走行中、輸送車両側面の表示が落下した。
- 車両を停止できない場所だったため、JVと環境省とで調整し、磐越自動車道差塩PAまで走行して停止させた。JVが新しい車両表示を設置し受入・分別施設へ向かわせた。落下した車両表示は当日中に回収された。

発生要因

- ①不具合箇所が、法令点検の項目にはない箇所だった。
- ②紙をビニールのホルダーに入れることになっていたが、運転手が誤ってホルダーと車両との間に入れてしまった。

再発防止策

- ①当該事例の周知、及びエンジントラブル時の対応方法の周知。
- ②同様の間違いが起こらないよう、ホルダーの裏に両面テープをつけ、ホルダーと車両の間に紙が入らないようにする変更。
- ②運転手安全勉強会にて再発防止策の周知。

輸送車の事例（タイヤのパンク）

事例の概要

①輸送車のタイヤパンク

2018年9月6日 12時49分頃 <大林JV>

- 大熊町内の県道29号線を走行中の輸送車両が、道路上に落ちていたかすがいを踏み、右前輪タイヤがパンクした。
- 路肩に停車し、スペアタイヤに交換した。JV職員先導の元で輸送を再開した。その後、新品タイヤに交換を行った。

②輸送車（空荷）のタイヤパンク

2018年9月28日 11時50分頃 <鹿島JV>

- 大熊町内の国道288号線を走行中の輸送車両が、玉の湯温泉トンネル東側入り口付近で対向車が来たために左側に寄ったところ、道に落ちていた何らかのものを踏み、左前輪タイヤがパンクした。
- 付近に旧道の入り口があり、そのスペースに停車させたため、渋滞等は発生しなかった。
- 運転手はその場でスペアタイヤに交換した。

発生要因

- ①道路上にかすがいが落ちており、それを踏んだ。
- ②道路上にあった物(特定できず)を踏んだ。

再発防止策

- ①・②当該事例を周知した。
- ①運転手に輸送時の路面状況確認の徹底等を教育。

輸送車の事例（スクリーニング忘れ）（1/2）

事例の概要

①輸送車のスクリーニング忘れ

2018年10月8日 10時24分頃 <大林JV>

- 広野町からの輸送車両が、保管場に荷降ろし後、スクリーニングを受けずに、東大和久ゲートから出た。JV及びJESCOから指示及び誘導し、スクリーニングを実施した。

②輸送車のスクリーニング忘れ

2018年10月11日 15時36分頃 <大林JV>

- 白河市からの輸送車両が、保管場に荷降ろし後、東大和久スクリーニング場に向かったが、そのまま通過、東大和久ゲートから出た。運転手自身で気づき、スクリーニング場へ戻って、スクリーニングを実施した。

発生要因

- (①)1日に複数回輸送を行うのが初めてであり、最後にのみスクリーニングを受ければよいとの思い込みがあった。
- (②)運転手が考えごとをしており、スクリーニング場入口を通過したが、後続車がいたため停車できなかった。

再発防止策

- (①・②)荷降ろし後、誘導員が運転手に「次はスクリーニング」と声をかける。ボード等を掲示し、注意喚起を実施。
- (①・②)運転手・作業員等にスクリーニングに関する注意事項等の再周知。
- (①・②)車載ナビにおいてスクリーニング忘れ防止のための注意喚起アナウンスの実施。
- (②)保管場出口に注意看板の設置。

輸送車の事例（スクリーニング忘れ）（2/2）

事例の概要

③輸送車のスクリーニング忘れ

2018年10月16日 13時04分頃 <大成JV>

- 双葉町からの輸送車両が、保管場に到着し、昼休憩をとった後で荷降ろしし、スクリーニングを受けずに、仮置場に戻ろうとした。
- JV及び環境省・JESCOから指示及び誘導し、スクリーニングを実施した。

④輸送車のスクリーニング忘れ

2018年10月25日 12時04分頃 <大成JV>

- 双葉町からの輸送車両が、保管場に荷降ろし後、スクリーニングを受けずに、仮置場に戻ろうとした。
- JV及び環境省・JESCOから指示及び誘導し、スクリーニングを実施した。

発生要因

- (③)工程が変わり、荷降ろしとスクリーニングの間で昼休憩を取ることになり、運転手が失念した。
- (④)同じ場所を運転手が複数回転しており意識が低下し、失念した。

再発防止策

- (③・④)保管場にスクリーニングの注意看板を設置し、運転手に指差呼称をさせ、担当者が確認する体制の構築。
- (③・④)スクリーニング項目を含む、運転手へのチェックリストの導入。
- (③・④)保管場出口に注意喚起看板の設置。
- (④)スクリーニング完了時にカードを手渡し、ゲート通過時に回収するルールの実施(全受注者で導入するまでの暫定措置)。
- (④)荷降ろし後に、スクリーニングを受ける旨運転手からIP無線で連絡するルールの実施。
- (③・④)朝礼・夕礼、安全教育等での再周知。

輸送車の事例（輸送ルート逸脱 計17件）

事例の概要

- (①) 郡山市からの輸送車両が、国道288号線を走行中、磐越自動車道郡山東IC方面に右折すべきところを左折した。(2018年7月31日) <鹿島JV>
- (②) 伊達市からの輸送車両(空荷)が、保管場から仮置場へ戻る際、常磐自動車を走行中、相馬ICで降りるべきところ、直進した。(2018年7月31日) <前田JV>
- (③) 白河市からの輸送車両が、東北自動車道矢吹JCTからあぶくま高原道路に入るべきところ、直進した。(2018年8月3日) <大林JV>
- (④) 大熊町からの輸送車両(空荷)が、受入・分別施設から仮置場へ戻る際、県道35号線を走行中、左折すべきところ、直進した。(2018年9月3日) <清水JV>
- (⑤) 川内村からの輸送車両(空荷)が、保管場から仮置場へ戻る際、町道252号西ゲートを出るべきところ、誤って東大和久ゲートから出た。(2018年9月5日) <大林JV>
- (⑥) 川俣町からの輸送車両(空荷)が、保管場から仮置場に戻る際、国道114号線付近を走行中、右折すべきところ、直進した。(2018年9月6日) <前田JV>
- (⑦) 葛尾村からの輸送車両(空荷)が、保管場から仮置場へ戻る際、国道399号線に入るべきところ、国道459号線に進んだ。(2018年9月12日) <前田JV>
- (⑧) 飯館村からの輸送車両(空荷)が、保管場から仮置場へ戻る際、県道12号線を走行中、左折すべきところ、直進した。(2018年9月14日) <前田JV>
- (⑨) いわき市からの輸送車両が、大熊町内を走行中、県道252西ゲートへ直進で向かうところ、右折した。(2018年9月14日) <清水JV>
- (⑩) 飯館村からの輸送車両が、常磐自動車道を走行中、浪江ICで降りるべきところ、直進した。(2018年9月27日) <前田JV>
- (⑪) 西郷村からの輸送車両が、東北自動車道矢吹JCTからあぶくま高原道路に入るべきところ、直進した。(2018年9月27日) <清水JV>
- (⑫) 福島市からの輸送車両が、常磐自動車道を走行中、浪江ICで降りるべきところ、直進した。(2018年10月6日) <大成JV>

輸送車の事例（輸送ルート逸脱 計17件）

事例の概要

- (⑬) 泉崎村からの輸送車両が、県道139号線を走行中、左折すべきところ、直進した。(2018年10月10日) <大林JV>
- (⑭) 檜葉町の仮置場に向かう輸送車両が、仮置場直前で右折すべきところ、直進した。(2018年10月13日) <清水JV>
- (⑮) 伊達市からの輸送車両が、1回目の輸送及びスクリーニング実施後、スクリーニング場から出て左に進むべきところを右に進んだ。(2018年10月22日) <清水JV>
- (⑯) 飯館村からの輸送車両が、国道399号線を走行中、左折すべきところ、直進した。(2018年10月23日) <前田JV>
- (⑰) 浪江町からの輸送車両が、1回目の輸送及びスクリーニング実施後、向畑ゲートから国道6号線を左折すべきところ、右折した。(2018年10月25日) <清水JV>

輸送ルート逸脱後の対応

- 総合管理システムのアラート等により逸脱に気づいた。JVが安全に輸送ルートに復帰する方法を環境省と確認するなどして、正規ルートに復帰した。

再発防止策

- 各輸送車両の運転者に対して走行ルートの再教育を実施。
- ルート間違いが起きた交差点に誘導用の工事看板を設置するなどの対策を実施。
- 日々の朝礼や定期講習等で、ルートを誤りやすい箇所等について、ハザードマップ等を用いた確認の実施。

輸送車の事例（その他の車両不具合事例）

事例の概要

①輸送車のブレーキトラブル

2018年8月23日 10時00分頃 <前田JV>

- 浪江町内の町道を走行中の輸送車両が、パーキングブレーキがロックし、自走不能となった。
- JVと環境省とで調整後、車両をレッカー車でけん引。大型土のう袋は、別の輸送車両に寄せ換えて輸送した。当該車両は、先導車をつけて仮置場に戻した。

発生要因

- 経年劣化によるエアリー漏れを起こし、車両が減速中だったことから、パーキングブレーキがロックした。

再発防止策

- 同年式等の車両へ注意喚起の実施。
- 路上での車両故障時の対応の再周知。

輸送車以外の公道での事例（上空施設の破損）

事例の概要

①運搬車（通勤時）による架空線切断

2018年8月28日 7時00分頃<鹿島JV>

- 大熊町内において、朝礼前に保管場で待機していたダンプが駐車場所から出る際、荷台をダンプアップさせたまま走行し、駐車場所出口及び町道東17号の手前に設置されていた、架空線接触防止対策のための簡易ゲート(高さ3.8m)に接触・倒壊させた。
- ダンプ運転手は気づかずそのまま走行し、交差点を横断する架空線に接触・切断した。
- 通信の一部に影響が生じた。当日中に架空線の復旧作業が完了した。

②ユニック車による信号機の損傷

2018年9月13日 11時30分頃<日本エヌ・ユー・エス>

- 双葉町内の国道6号線交差点において、ユニック車(クレーン付トラック)がアームを上げたまま走行し、信号機にアームを接触させ、信号機を損傷した。

発生要因

- (①)運転手が、架空線注意の表示及び簡易ゲートのワイヤーを切断したことに気づかなかった。
- (①)車両にダンプアップの警報装置がついておらず、ダンプアップしていることに気付かなかった。
- (②)作業指揮者、作業員、運転者のいずれも、アーム収納等の確認が不十分だった。
- (②)クレーン未収納時の警報装置等が未導入だった。

再発防止策

- (①)簡易ゲートの構造の見直し(荷姿を確認できるカーブミラーや高さ検知センサー及びフラッシュライト・サイレンの装備)。
- (①)すべての車両にダンプアップの警報装置の設置。
- (②)アームの収納状態など、出発前の車両状況確認の徹底(出発前に状況を撮影し、元請け職員にメール送付させるルールの実施)。
- (②)クレーン未収納時の警告発生装置の導入。

輸送車以外の公道での事例（業務車両による交通事故）

事例の概要

①業務車両による単独事故

2018年9月27日 9時01分頃 <大林JV>

- 業務車両で、大熊町道東50号線を走行中、車を一時停止させ、スケジュールを確認後、再度発進させた。
- その際、腰に激痛が走ったため、瞬間的にハンドルが切れず、ガードレールに前面から衝突した。
- 運転手を含め怪我人なし。自車両及びガードレールに損傷あり。

発生要因

- 激痛が起こった際に瞬間的に目をそらしてしまい、ハンドルが切れなかった。

再発防止策

- 周知会の実施、朝礼や安全教育等での注意喚起の実施。
- 運転前に体調管理を行い、体調不良時は、他者が運転する車に同乗するようにする。

輸送車以外の公道での事例（通勤車両による交通事故）（1 / 2）

事例の概要

①通勤車両による物損事故

2018年7月24日 19時27分頃 <清水JV>

- 帰宅時に、大熊町下野上付近を走行中、助手席の方によそ見をした際に車両が左に寄り、ガードレールに接触し、その先にあるアパート入口のゲート(内閣府管理)に衝突した。
- 運転手にけがなし。ゲートに一部破損あり。車両損傷(自走不可)。

②通勤車両による物損事故

2018年10月16日 16時20分頃 <鹿島JV>

- 大熊町の県道251号線三角屋ゲート付近を走行中、方向転換しようとして後退した際、後方に停車していた車両と接触した。
- 双方運転手にけがなし。双方車両に傷あり。

発生要因

- (①) 助手席の方によそ見をし、ハンドル操作を誤った。
- (②) 道を間違えたことで焦りがあり、後方確認が不十分なまま方向転換しようとした。

再発防止策

- (①・②) 事故や再発防止についての周知会の実施、安全教育等での周知。
- (①) 安全運転についての自己診断の実施。



事故現場の状況(①の事例)

事例の概要

③通勤車両による交通事故 2018年11月15日 5時44分頃 <前田JV>

- 仮置場に向かう通勤車両が、富岡町滝の沢付近で県道35号線を走行中、前の車を追い越そうと対向車線に出て、対向車と衝突した。

※救急搬送が優先され、警察事故見分は双方関係者が揃うまで実施延期。

双方車両は、ドライブレコーダー未搭載のため事故の詳細な状況は不明。

- 運転手は右足大腿部骨折及びすね部骨折及び首の骨にひび、現在面会は家族のみ。
- 同乗者(1名)は右側肺挫傷。経過観察のため入院し、19日夕方に退院した。
- 対向車運転手は胸部打撲。2週間入院予定(同乗者なし)。

発生要因

- 調査中。

再発防止策

(当面)

- 道路交通法の遵守徹底を図るため、作業員に注意喚起。
- 環境省において、全受注者に事例を共有し、通勤時の交通事故に関する注意喚起を実施。全作業員対象の交通安全講習会においても事例を紹介。

(事故見分後 発生要因判明次第)

- 詳細な再発防止をとりまとめ実施する。

輸送車以外の公道での事例（運搬重機による物損事故）

事例の概要

①回送中の重機（バックホウ）による物損事故 2018年10月18日 14時15分頃 <前田JV>

- 受入分別施設に搬入車で重機（バックホウ）を運搬中、国道6号線牛踏東ゲート付近を走行時に、左側街路樹の張り出した枝と、バックホウの左側ミラーが接触した。
- バックホウの左側ミラーが破損した。

発生要因

- 道路反対車線に大型車が複数台駐車していたため、車線の左寄りを走行した。
- 道路の走行空間内に枝が張り出していた。

再発防止策

- 災害防止協議会等において、事故内容の周知及び注意喚起の実施。
- 道路の枝等の張り出しについては、道路管理者と調整し、対応する。

輸送車以外の公道での事例（運搬重機による物損事故）

事例の概要

① **トレーラー荷台から落下した運搬重機による物損事故** 2018年11月6日 14時00分頃 <五洋JV>

- タイヤローラーを運搬中のトレーラーが大熊町内の町道東51号線を走行中、荷台からタイヤローラーが落下し、後方を走行していた除去土壌運搬車両に衝突した。
- さらにタイヤローラーは後方へ走行し、ガードレールと電柱に衝突し停止した。人的被害なし。

発生要因

- タイヤローラーの固縛が不十分だった（タイヤローラーの輪止め未実施、ギアがニュートラル、細い固縛用ワイヤー1本で固縛していた）。
- 固縛状況の確認の仕方が明確になっていなかった。

再発防止策

- 建設機械類の搬出入時において、JV職員などが現場に立ち会い、チェックリストを用いた固縛状況の点検を実施。
- 建設機械類の運搬業者に対し、安全教育の実施状況やマニュアル整備状況等の確認を実施。
- 環境省において、中間貯蔵関係工事の全受注者を集めた事故状況の周知及び注意喚起を実施。
- 中間貯蔵関係工事受注者において、関連業者を含む作業員を対象とした緊急教育の実施。

輸送車以外の公道での事例（工事承認前の道路舗装施工）

事例の概要

①農道の補修工事承認前施工 2018年7月30日〈清水JV〉

- 大熊町内において、道路表面のひび割れ等が見られる農道について、道路補修に関する町からの許可が下りる前に舗装工事を施工した。
- 監督官から受注者に、また、受注者の工務部門から現業部門に、工事に係る許可が出た後に着手するよう指示していたが、担当者同士の認識にすれ違いがあり、施工してしまった。

発生要因

- 施工期間内に環境省監督官が現場を確認する機会がなく、許可前に施工されていることに気づかなかった。
- 受注者の工務部門から許可が下りていないので施工を待つように指示したが、現業部門は別の箇所の工事のことだと勘違いした。
- JV職員が現場を確認した際、緊急工事として認められていると勘違いした。

再発防止策

- 環境省監督官による現場監理を強化するため、毎日中間貯蔵施設内の巡回を行う。
- 現場の見やすいところに道路工事承認標及び道路占用許可標が現場に掲示されていることを確認する。
- 工事を進める上で必要となる許認可についてリストを作成し、進捗を管理する。
- JVにおいては、工務部門と現業部門の双方が入った会議体で進捗管理を行う。
- JV職員、職長、作業員それぞれに、公共物に対する認識と工事着手の手順等の再教育を行う。

作業場での事例（作業員の怪我）

事例の概要

①荷台へのフレコン積み込み時のけが

2018年7月11日 10時00分頃<鹿島>

- 郡山市の積込場において、ダンプに大型土のう袋を積み込む作業中、荷台に設置されていた単管に作業員がふくらはぎを接触させた。作業員は休憩所で冷却スプレーを患部に処置し、作業を続けた。
- 翌日以降、痛みはあったが作業に支障がなかったので就業していたが、休み明けに本人が申告し、JV職員らと病院に行き、診察を受けた。ふくらはぎの打ち身。

②荷台からの転落によるけが

2018年7月27日 6時35分頃 <前田JV>

- 葛尾村下葛尾3仮置場において、輸送作業開始前の準備作業で、ダンプトラックの荷台で車両後方の表示の取付け作業をしていた最中にトラックが発車し、荷台から作業員が転落した。
- 作業員が、左手首骨折・左ひざ打撲の怪我を負った。

発生要因

- (①) 単管が設置されている分荷台が狭く、作業スペースに余裕がなかった。
- (②) 配置しないはずの誘導員がダンプを誘導し、運転手に早く出発するよう促した。
- (②) JV職員の指示内容が具体的でなく、誘導員の配置に関する周知が十分でなかった。
- (②) 作業員・運転手が初任者で不慣れだった。

再発防止策

- (①) 単管の撤去(シート固定方法等の見直し)
- (①) 積み込み方法の見直し(作業員は微調整のみ行うこととする)。
- (②) 作業の初期段階では必ずJV職員が立ち会い、作業手順周知を徹底する(初任者は特に配慮する)。
- (②) JV職員が誘導員の本来の配置を明確に指示する。
- (②) 荷台での作業中は、停止したダンプの前方にカラーコーンを置き、「作業中」と明示する。

作業場での事例（輸送車同士の接触事故）

事例の概要

①スクリーニング場での輸送車同士の接触事故

2018年9月14日 14時26分頃<前田JV>

- 双葉町の東洋電溶スクリーニング場内で、飯館村からの輸送車両(2台)が待機中、後方に止まっていた輸送車両が、前方の輸送車両に追突した。
- 双方運転手にけがなし。後方車両のフロントガラスが破損。

②保管場内での輸送車同士の接触事故

2018年10月2日 11時40分頃<前田JV>

- 双葉町の栗崎保管場において、左折で場内に入場しようとしていた輸送車両が、前を走行していた輸送車両に追突した。
- 双方運転手にけがなし。追突した車両の左サイドミラー及びフロントガラス、追突された車両の後方右側部分が破損。

発生要因

- (①・②)運転手の前方不注意。
- (①)待機場所が、緩い下り勾配であることに運転手が気づいていなかった。サイドブレーキを引いていなかった。

再発防止策

- (①・②)注意喚起看板の設置。
- (①・②)安全教育時に事例の周知。
- (①)スクリーニング場内ではサイドブレーキをかけるようにする。

作業場での事例（上空施設の破損）（1/2）

事例の概要

- ①重機（バックホウ）による架空線の切断 2018年8月1日 16時30分頃〈西松JV〉
- 双葉町内の大森仮設灰保管場内において、バックホウで作業中、旋回した際にアームが架空線に接触し、架空線を切断した。
 - 当該架空線は休止線であったため、周辺影響なし。
- ②重機（木材積込運搬車）による架空線の切断 2018年9月19日 14時25分頃〈五洋JV〉
- 大熊町内の東大和久一時保管場内において、伐採した木を木材積込運搬車で集めて移動させる際、アームの格納不足により、架空線に接触し、架空線を切断した。

発生要因

- (①) 現地の状況を的確に反映した作業計画となっていなかった。
- (①) 重機と架空線の間での立入禁止範囲の明示がなかった。
- (①) 重機オペレーターの意識が地表の作業物に集中し、架空線への意識が欠けていた。
- (②) 架空線明示の三角旗を設置していなかった。
- (②) 監視員が架空線への接近に気づいて無線で注意したが、無線が通じなかった。

再発防止策

- (①) 現地状況を的確に反映した作業計画の作成。
- (①) 簡易ゲートの設置、立入禁止措置（鉄ピン、表示板など）等の実施。
- (①・②) JV職員等によるチェック及び安全教育等による周知の強化。
- (②) 出入口を限定した上で簡易ゲートを設置することを例外なく徹底する。
- (②) 無線のみでの合図は禁止し、電子ホイッスルと手合図を併用させる。

作業場での事例（上空施設の破損）（2/2）

事例の概要

③重機（バックホウ）による架空線接触（被覆損傷）

2018年10月1日 11時15分頃<清水JV>

- 大熊町の分別処理物置場内において、保護マット敷き作業前にバックホウを移動させた際、バックホウアームが架空線に接触し、架空線被覆を損傷させた。

発生要因

- 通常は架空線明示用の、のぼり旗及びカラーコーン等を設置しているが、台風対策で撤去しており、当日は一部復旧ができていなかった。
- 架空線をくぐる箇所が明確になっていなかった。

再発防止策

- 架空線直下から左右3mの箇所に、風に飛ばされやすいカラーコーンではなく単管バリケードを設置。
- 架空線を通る箇所は事前に限定し、簡易ゲート設置と誘導員配置を行う。
- 作業員全員への架空線事故リスクの再周知。

作業場での事例（熱中症）

事例の概要

①熱中症による休業

2018年7月20日 17時10分頃<鹿島JV>

- 田村市の一時保管所内において、当日の作業を終了し、詰所に戻った作業員が手の痺れを訴えた。
- 冷房車で、補給液(OS-1)とパンチクーラーで応急措置を行いながら、JV職員等が病院に搬送、血液検査を受け、熱中症と診断された。
- 翌日から作業員は休業し、7/30に復帰した(休業7日)。

発生要因

- 連日の熱さにより、作業員の体力が低下していた。

再発防止策

- 作業時の服装の見直し(トラチヨッキを廃止し、有資格者・作業指揮者の明示はヘルバンドを用いる)
- ヘルメットに庇を付ける
- 安全教育等で、熱中症の事例について再周知。